

簡易公募型競争入札方式（総合評価落札方式）（簡易型）に係る手続開始の公示
（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

なお、本業務に係る落札決定及び契約締結は、当該業務に係る令和8年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。また、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額での契約とするが、予算措置が暫定予算の期間分のみ計上されているときは暫定予算の期間分の契約とする。

令和8年2月19日

支出負担行為担当官

稚内開発建設部長 巖倉 啓子

1 業務概要

- (1) 業務名 一般国道40号 豊富町外 道路附属物定期点検業務
(電子入札対象案件)
(電子契約対象案件)

(2) 業務内容

本業務は、稚内道路事務所管内である一般国道40号の道路附属物の状況を把握し、異常又は損傷を早期に発見し、安全・円滑な交通を確保するとともに、沿道や第三者への被害防止を図るため、効率的な維持管理に必要な点検及びその記録、損傷度並びに対策区分の判定等を行うことを目的とする。

・詳細調査	N＝ 10基
・計画準備	N＝ 342基
・定期点検	N＝ 342基
・点検表記録様式作成	N＝ 342基
・報告書作成	N＝ 1式
・点検データベース入力	N＝ 1式

- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和8年11月27日まで。
- (4) 本業務は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (5) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、紙方式に代えるものとする。
- (6) 本業務は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務のうち、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う履行体制確認型総合評価落札方式の試行業務である。
- (7) 本業務は、予定価格が1,000万円を超えた場合、低入札業務における品質確保対策

の試行対象業務であり、特記仕様書に記載する品質確保対策が履行されない場合は、業務成績評定に厳格に反映するとともに指名停止等の措置を講ずることがある。

- (8) 本業務は、予定価格が 500 万円を超え 1,000 万円以下の場合、品質確保の観点から定めた品質確保の基準となる価格（以下「品質確保基準価格」という。）を下回って落札した業務においては、その業務の品質を確保するための対策を行う試行業務である。

なお、品質確保基準価格の算出方法は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 85 条に基づく調査基準価格に準じて算出する。

- (9) 本業務は「低価格受注業務がある場合における予定管理技術者の手持ち業務量の制限等」の試行業務である。
- (10) 本業務は、企業の技術力審査・評価を効率化するため、手続開始の公示、参加表明書等の提出期限、入札、開札及び落札者決定のそれぞれについて、同一日に行う複数の業務において参加表明書及び技術提案書を共通化して審査を行う一括審査方式の試行対象業務である。

本業務のほかに下記アに記載する他の試行対象業務に同時に参加を希望する場合は、いずれか 1 件の業務において参加表明書（参加表明様式 1 ～ 7）及び技術提案書（技術提案様式 1 ～ 2）を提出し、それ以外の業務においては、業務毎に入札説明書 5 及び 9 に示す参加表明様式 1 及び技術提案様式 1 を参加表明書及び技術提案書のすべてに代えてそれぞれ提出すること。

ただし、技術提案の内容（技術提案様式 2）の実施方針、その他については、以下に示す業務①、業務②に共通する内容を記載することとし、個別の業務について記載されている場合は評価しないことがある。また、業務フロー、工程計画については、業務①、業務②のいずれか 1 つに関して記載すること。

なお、本試行対象業務においては、配置予定技術者の申請は 1 名のみとし、対象業務ごとに別々の技術者を申請することは認めない。

また、落札決定は、次のウの順に行い、本試行対象業務のいずれかの業務を落札した場合は、落札した業務以降に落札決定する業務の入札は無効とする。

本試行対象業務及び落札決定通知予定は以下のとおりとする。

ア 一括審査方式の試行対象業務

- ① 一般国道 40 号 豊富町外 道路附属物定期点検業務
（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）（以下「業務①」という。）
- ② 一般国道 238 号 枝幸町 道路附属物定期点検業務
（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）（以下「業務②」という。）

イ 通知年月日 令和 8 年 4 月 16 日（木）

ウ 通知時刻 業務① 9 時 00 分（予定）
業務② 9 時 30 分（予定）

エ 通知年月日及び通知時刻を変更する場合は別途連絡するが、通知年月日等を変更した場合でも落札決定の順番は変えないものとする。

- (11) 本業務は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う業務である。
- (12) 本業務は、賃金等の変動に対処するための「建設コンサルタント業務等における賃

金等の変動に基づく業務委託料の変更の取扱いについて（試行）」（令和7年12月3日付国官技第309号、国官総第182号、国営整第141号、国港総第501号、国港技第78号、国空予管第991号、国空空技第379号及び国空交企第267号）の試行業務である。

なお、詳細については、特記仕様書によるものとする。

2 指名されるために必要な要件

- (1) 入札に参加しようとする者は、以下に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

ア 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ 北海道開発局における業種区分「土木関係コンサルタント」に係る令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていること。

ウ 北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年4月1日付け北開局工第1号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

エ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
（入札説明書参照）

オ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

カ 北海道内に営業拠点として本店、支店又は営業所を有していること。

- (2) 入札参加者を選定するための基準

北海道開発局工事等競争参加者選定要領（平成12年12月19日付け北開局工第333号）第27条の規定に基づく指名基準による。

なお、同種又は類似業務の実績並びに配置予定の技術者の資格、業者の経験及び手持ち業務等を勘案するものとし、選定者数については、10者程度とする。「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績は、国内における実績と同様に評価する。

3 総合評価に関する事項

- (1) 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び技術提案書をもって入札をし、次の各要件に該当するもののうち、下記(2)総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ア 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

なお、予定価格は設計図書に基づき算定するものとする。ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の

秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

イ 落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第 86 条の調査を行うものとする。

ウ 上記において、評価値の最も高い者が 2 人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。

(2) 総合評価の方法

ア 評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

イ 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{価格評価点} = (\text{価格評価点の配分点}) \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

なお、価格評価点の配分点は 60 点とする。

ウ 技術評価点の算出方法

技術提案書の内容に応じ、下記(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

なお、技術評価点の満点は 60 点とする。

(ア) 配置予定技術者の経験及び能力

(イ) 実施方針など

(ウ) 賃上げの実施表明

(エ) 技術提案の履行確実性

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{技術評価点} = 60 \text{ 点} \times (\text{技術評価の得点合計} / \text{技術評価の配点合計})$$

$$\text{技術評価の得点合計} = ((\text{ア})\text{に係る評価点}) + ((\text{ウ})\text{に係る評価点}) + (\text{技術提案評価点}) \times (\text{エ})\text{の評価に基づく履行確実性度}$$

$$\text{技術提案評価点} = ((\text{イ})\text{に係る評価点})$$

エ 詳細は入札説明書による。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒097-8527 北海道稚内市末広 5 丁目 6 番 1 号

北海道開発局稚内開発建設部契約課 専門官

電話 0162-33-1072(ダイヤルイン)

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

入札説明書は、令和 8 年 2 月 19 日(木)から令和 8 年 4 月 10 日(金)までの行政機関の休日に関する法律(昭和 63 年法律第 91 号)第 1 条に規定する行政機関の休日を除く毎日、8 時 30 分から 18 時 00 分(最終日は、入札書受付締切予定時刻である 11 時 00 分)まで、電子入札システムにより交付する。ただし、紙入札により参加を希望

する場合は、あらかじめその旨を担当部局へ電話で申し込むこと。申し込み受付後、交付する。

(3) 参加表明書を提出できる者の範囲

参加表明書を提出する時において、上記 2 (1) イに掲げる一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けている単体企業とする。

(4) 参加表明書及び賃上げ表明書の受領期限、提出先及び提出方法

受領期限：令和 8 年 3 月 2 日(月)11 時 00 分

ただし、紙入札方式による場合は、同日の 11 時 00 分

提出先：上記 4 (1)に同じ。

提出方法：電子入札システムにより提出すること。

ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

(5) 技術提案書の受領期限、提出先及び提出方法

受領期限：令和 8 年 4 月 1 日(水)11 時 00 分

ただし、紙入札方式による場合は、同日の 11 時 00 分

提出先：上記 4 (1)に同じ。

提出方法：電子入札システムにより提出すること。

ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

ア 電子入札システムによる入札の締め切りは、令和 8 年 4 月 1 0 日(金)11 時 00 分。

イ 紙により持参する場合の提出期限は、令和 8 年 4 月 1 0 日(金)11 時 00 分。

提出先は、上記 4 (1)に同じ。

ウ 紙により郵送又は託送する場合の受領期限は、令和 8 年 4 月 1 0 日(金)11 時 00 分。

提出先は、上記 4 (1)に同じ。

エ 開札は、令和 8 年 4 月 1 5 日(水)9 時 00 分。

北海道開発局稚内開発建設部 4 階入札室にて行う。

オ 落札決定は、令和 8 年 4 月 1 6 日（木）を予定している。

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札の無効 本公示に示した指名されるために必要な要件を満たさない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札、無効の技術提案をした者のした入

札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (4) 手続における交渉の有無 無
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。
- (7) 技術提案書（履行確実性の審査に必要な部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある（入札説明書参照）。
- (8) 詳細は入札説明書による。